

介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

【相談申出要旨】

私は身体障害者更生援護施設に勤務しており、**介護福祉士国家試験の受験を希望**している。

勤務先には、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験の受験を希望する職員が多数いる。

しかし、これら**介護福祉士等の試験は年1回、同じ日**にしか行われていないことから、受験のために一度に多くの職員が職場を離れることになるが、施設における出勤者を確保する都合から、**私は、何年間も受験できず、困っている。**

介護福祉士国家試験を複数回実施してほしい。

(注) 上記のほか、7件の苦情等が当省の行政相談に寄せられている。

1 介護福祉士制度及び介護福祉士国家試験の概要

(1) 制度の内容

① 介護福祉士制度の創設：昭和63年度【根拠法】社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

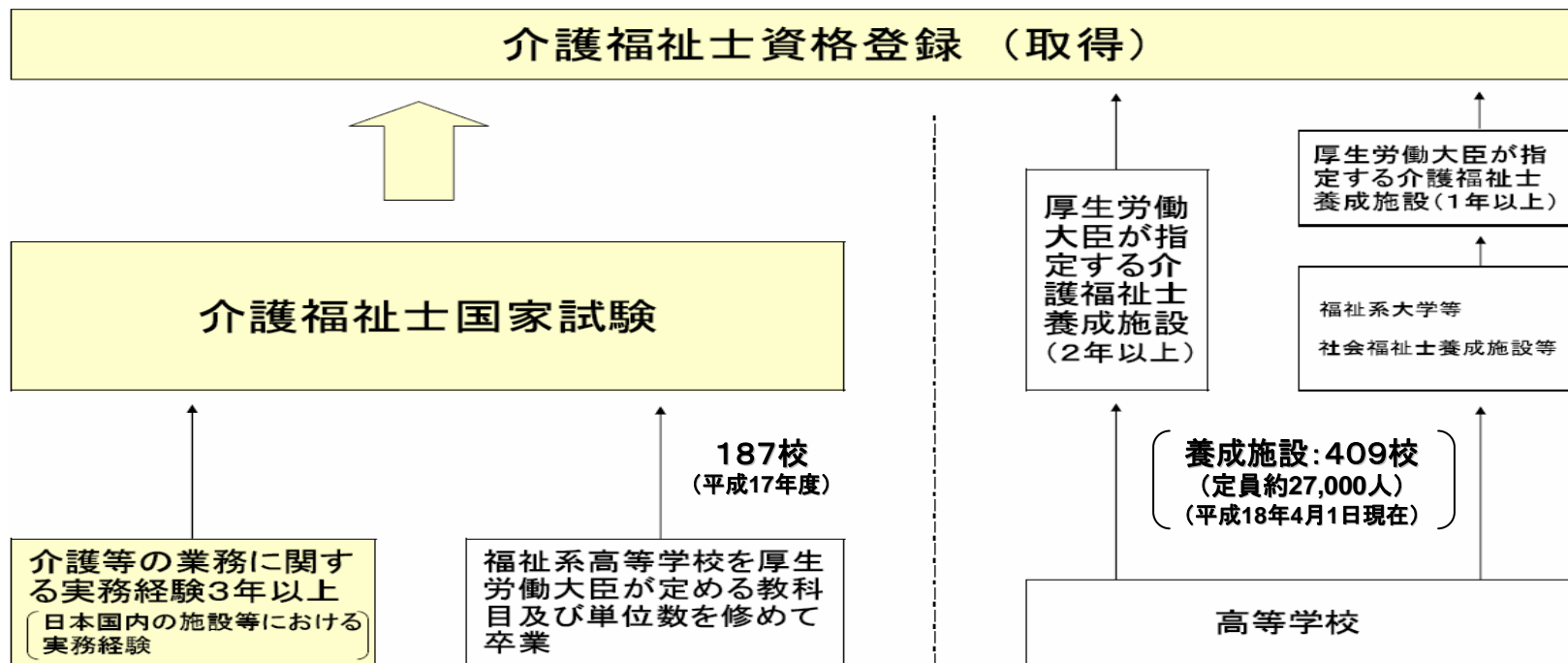
② 介護福祉士の職務内容

「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」

（法第2条第2項）

③ 介護福祉士資格の取得方法

国家試験合格と養成施設修了の2つ（参考）資格取得は、国籍条項なし



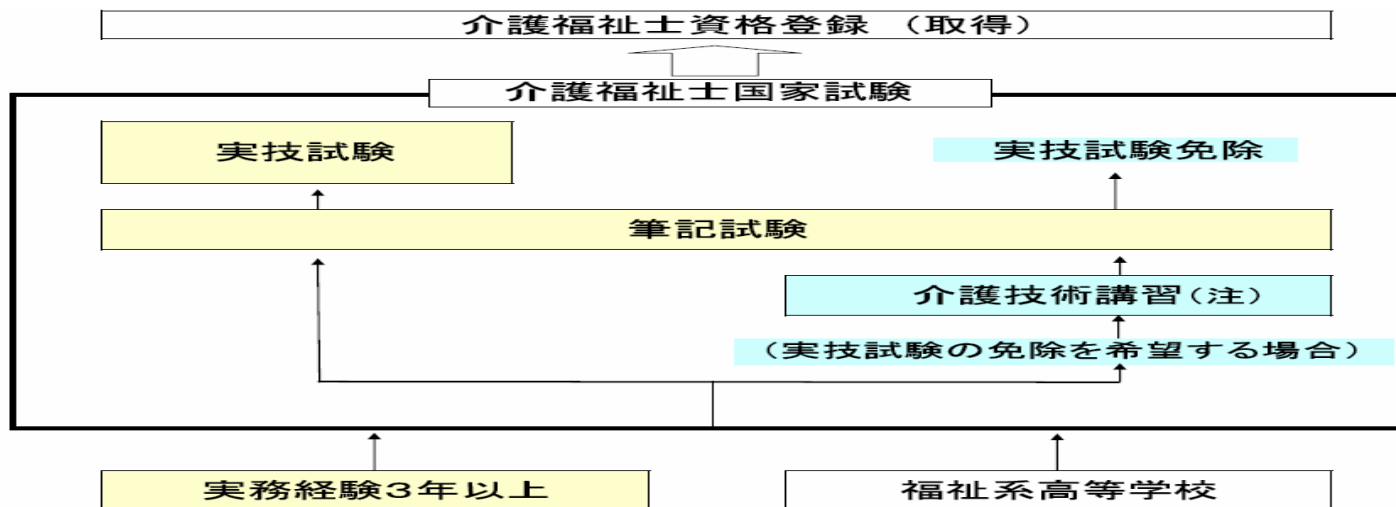
(2) 国家試験の内容

① 試験創設時期：昭和63年度

試験実施機関：(財)社会福祉振興・試験センター(法第41条に基づき指定)

② 試験方法

筆記試験(1次試験、マークシート方式)と実技試験(2次試験)からなる。なお、平成17年度から介護技術講習受講者は実技試験を免除



(注) 介護技術講習移動、排せつ、食事、入浴等の介護技術に関する講義及び演習を、介護福祉士養成施設にて計32時間受講

③ 試験の実施回数及び日程

法律は「毎年1回以上」と規定(法第40条)。実際には年1回で、筆記試験(1次試験)は他の資格(社会福祉士、精神保健福祉士)と同じ日に実施

【日程(平成18年度の場合)】

日程		介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
平成 19年 1月27日(土)		—	—	○(午後のみ)
" 1月28日(日)	午前	○(筆記試験)	○	
	午後		○	—
" 3月4日(日)		○(実技試験)	—	—

④ 試験地及び試験内容

- 試験地は、これまで12都道府県だが、筆記試験は18年度から19都道府県に拡大
- 筆記試験は13科目について120問が出題され、実技試験は歩行、食事、体位交換の介助等の介護の基本的動作に関する試験を1人5分間実施

【平成18年度の試験内容】

試験方法	筆記試験（1次試験）：1月下旬 （出題数の60%程度の得点が合格基準） 実技試験（2次試験）：3月上旬 （筆記試験合格者に対し実施）
試験実施機関	（財）社会福祉振興・試験センター
試験地 （平成17年度）	12都道府県 （北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県） （注） 平成18年度から、筆記試験は12都道府県から19都道府県に拡大（埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、岡山県を追加）
受験手数料 （平成17年度）	13,300円 （注）平成18年度は12,800円

試験日	試験時間	試験科目名	出題数
平成19年 1月28日（日） 筆記試験 （1次試験）	10:00 ～ 11:35	社会福祉概論	8問
		老人福祉論	10問
		障害者福祉論	4問
		リハビリテーション論	4問
		社会福祉援助技術	8問
		レクリエーション活動援助法	6問
		老人・障害者の心理	8問
		家政学概論	8問
	13:30 ～ 15:25	医学一般	12問
		精神保健	4問
		介護概論	8問
		介護技術	20問
		形態別介護技術	20問
		介護等に関する専門的技能試験（1人5分） （注）試験課題に応じて、試験モデルを相手に、介護の基本的動作を実技 【試験課題の例 -平成17年度-】 Aさん（80歳）は左片麻痺があり、支えがあれば立つことができますが、歩行はできません。移動や衣服の着脱には一部介助が必要です。 これから散歩に出かける予定です。ベッドで仰臥位になっている木村さんを側臥位から端座位にし、上着を着用させ、車いすへ移乗するまでを介助してください。 なお、車いすの点検は済んでいます。Aさんは「はい」または「うなずく」のみです。	
平成19年 3月4日（日） 実技試験 （2次試験）			

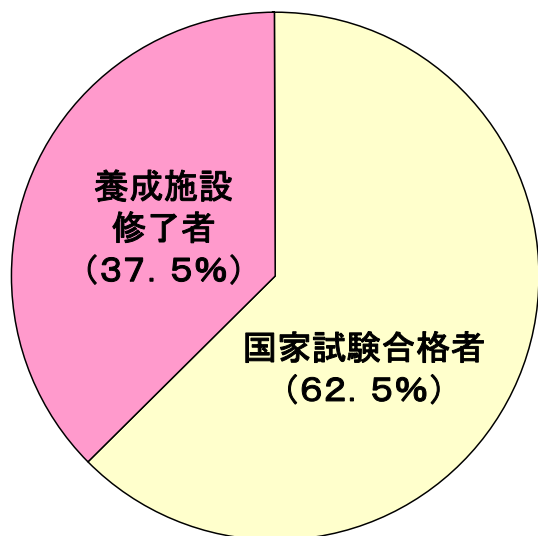
2 介護福祉士及び介護福祉士国家試験の現況

(1) 介護福祉士資格の取得方法別登録者数

登録者は現在約54万7千人。うち、**国家試験合格者**は累計で**6割強**、単年度で**7割強**

(注) 介護福祉士試験合格者が介護福祉士となるためには、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等を登録(登録事務は(財)社会福祉振興・試験センターが実施)

① 登録者の資格取得方法別内訳(累計)

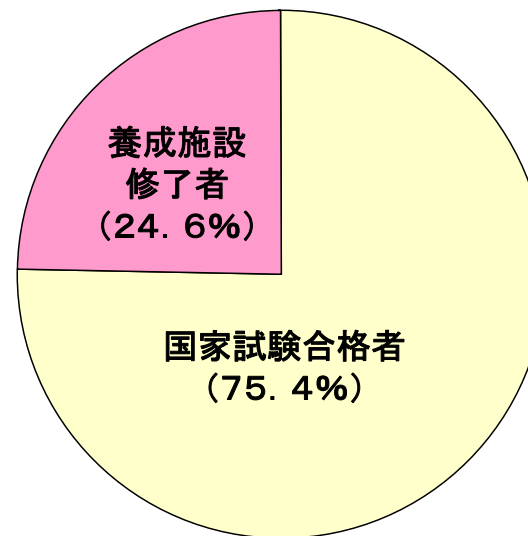


(単位:人)

国家試験合格者	養成施設修了者	計
342,290 (62.5%)	205,421 (37.5%)	547,711

(注) 1 本表は、「介護福祉士国家試験等の状況について」((財)社会福祉振興・試験センター)に基づき作成
2 人数は、第1回試験(昭和63年度実施)からの延べ数

② 直近の年度(平成17年度)



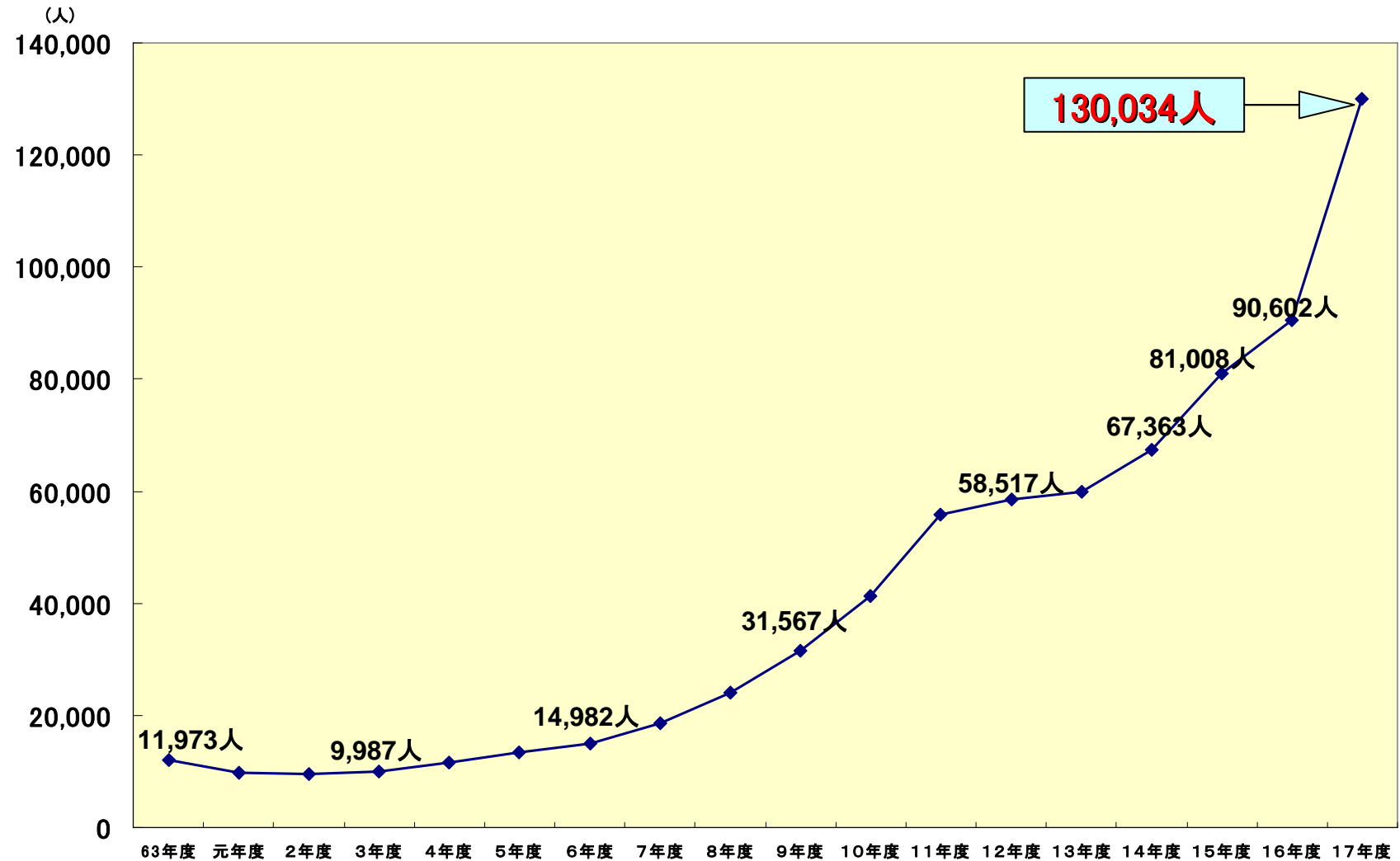
(単位:人)

国家試験合格者	養成施設修了者	計
60,292 (75.4%)	19,718 (24.6%)	80,010

(注) 1 本表は、「介護福祉士国家試験等の状況について」((財)社会福祉振興・試験センター)に基づき作成
2 人数は、平成17年度試験の合格発表日から平成18年9月末までの登録者及び同年度における介護福祉士養成施設の卒業生で登録したもの

(2) 介護福祉士国家試験の受験者数の推移

受験者数は年々増加しており、平成17年度は急増

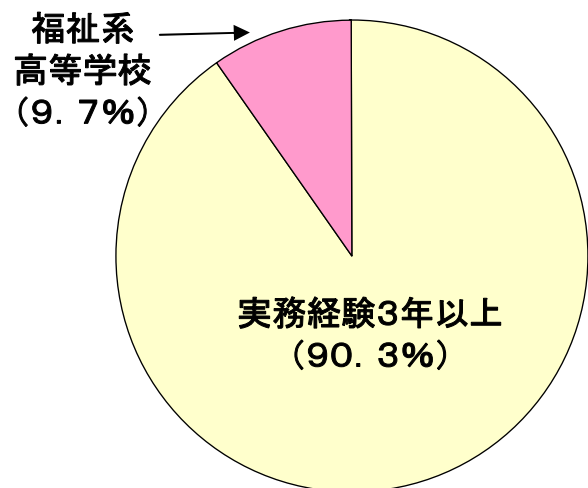


(注) 本表は、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)に基づき作成

(3) 介護福祉士国家試験の職種別受験者数

受験者のうち、**実務経験3年以上の者**は累計で**約9割**、単年度で**9割強**

① 受験者の職種別内訳(累計)

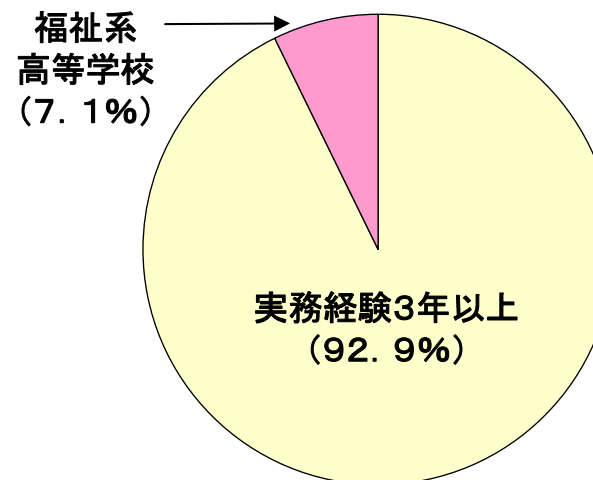


(単位:人)

区 分		受験者数
実務経験 3年以上	社会福祉施設	343,809 (46.6%)
	訪問介護員	135,538 (18.3%)
	介護老人保健施設	90,952 (12.3%)
	医療機関	76,400 (10.3%)
	その他	20,498 (2.8%)
福祉系高等学校		72,892 (9.7%)
合 計		740,089 (100.0%)

(注) 1 本表は、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省等)に基づき作成
2 人数は、第1回試験(昭和63年度実施)からの延べ数

② 直近の年度(平成17年度)



(単位:人)

区 分		受験者数
実務経験 3年以上	社会福祉施設	49,073 (37.8%)
	訪問介護員	38,070 (29.3%)
	介護老人保健施設	15,128 (11.6%)
	医療機関	15,364 (11.8%)
	その他	3,139 (2.4%)
福祉系高等学校		9,260 (7.1%)
合 計		130,034 (100.0%)

(注) 本表は、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)等に基づき作成

3 介護福祉士試験を巡る課題・問題点

(1) 苦情の全国的発生

- ① 当省の行政相談受理実績 : 8件 (平成16年度～現在まで)
 - ・ 6管区局・事務所と広範囲(岩手、三重、中国四国、鳥取、島根、山口)
- ② 相談内容 : 介護福祉士等の試験は年1回、同じ日にしか行われていないため、当日は一度に多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から受験が困難。試験の複数回実施を希望

(2) 社会福祉施設調査結果

(注) 当省の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における実地調査(8施設)の結果

- ① 試験当日における勤務体制
調査した8施設中3施設では、試験の受験予定者が多く、当日における勤務体制がひつ迫

(具体例 -平成18年度試験の予定-)

(単位:人)

施設	入所人数	介護職員数	受験予定者数	試験当日の 出勤可能人数	通常の日曜日の 勤務体制
①	60	27	10	11	14～17
②	89	40	10	22	23～25
③	54	22	6	12	12

- ② 意見・要望
 - ・ 介護福祉士試験を複数回実施すること → 7施設が要望
 - ・ 都道府県ごとに試験を実施すること → 4施設が要望

(3) 受験希望者の意見・要望

(注) 当省のアンケート調査(8施設43人が回答)の結果

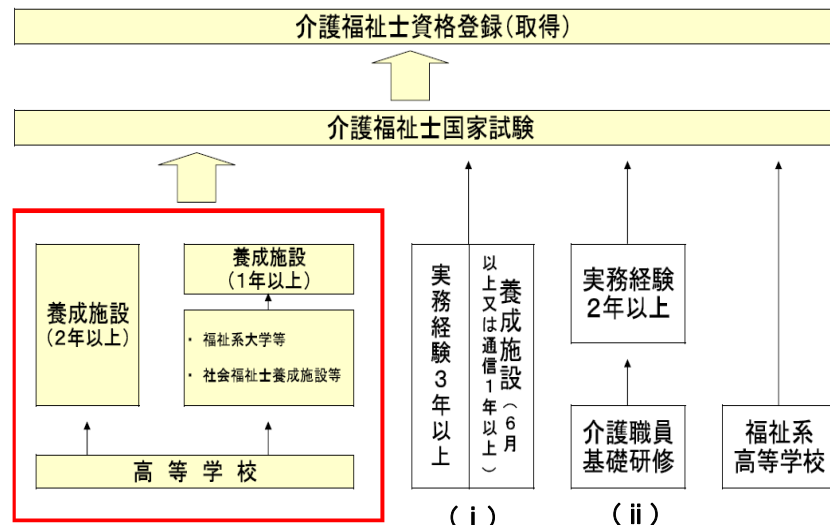
- ① 介護福祉士試験を複数回実施すること → 29人(67.4%)が要望(他の14人は意見なし)
- ② 都道府県ごとに試験を実施すること → 18人(41.9%)が要望

4 介護福祉士を取り巻く環境とその変化

(1) 介護福祉士の資格取得方法の一元化

- 「資格を取得するためにはすべての者は国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るべき」「法律改正案を次期通常国会に提出」との意見(平成18年12月12日、社会保障審議会福祉部会)
- 以上の意見が実現すると、養成施設修了者も国家試験を受験することとなり、**受験者数は増加の見込**

① 改正の方向(案)



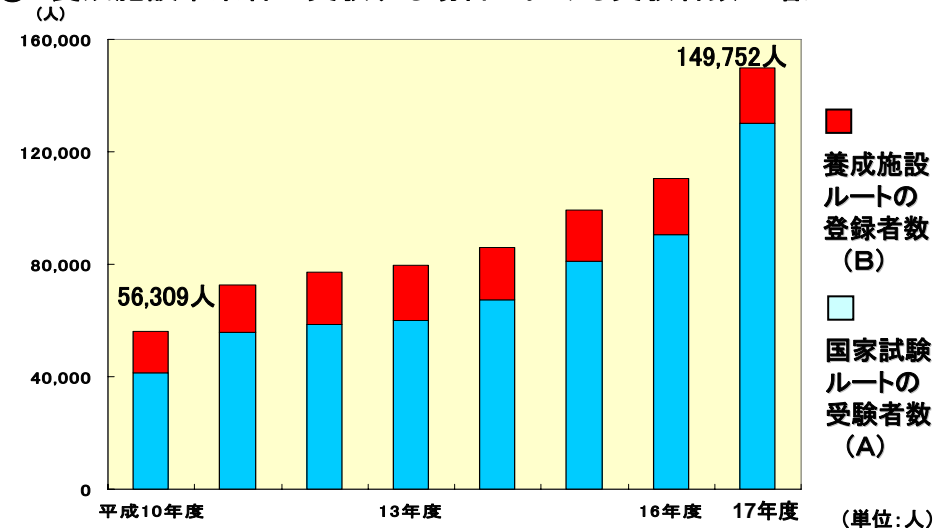
【養成施設ルート】

厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設を卒業後、**介護福祉士国家試験を受験**

【実務経験ルート】

- (i) 3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、一定の養成課程(6月以上の養成課程または1年以上の通信課程)を修了後、**介護福祉士国家試験を受験**
- (ii) ホームヘルパー研修体系の見直し等により導入される「介護職員基礎研修」を修了した場合は、2年間の実務経験を経た後に、**介護福祉士国家試験を受験**

② 養成施設卒業者が受験する場合における受験者数の増加



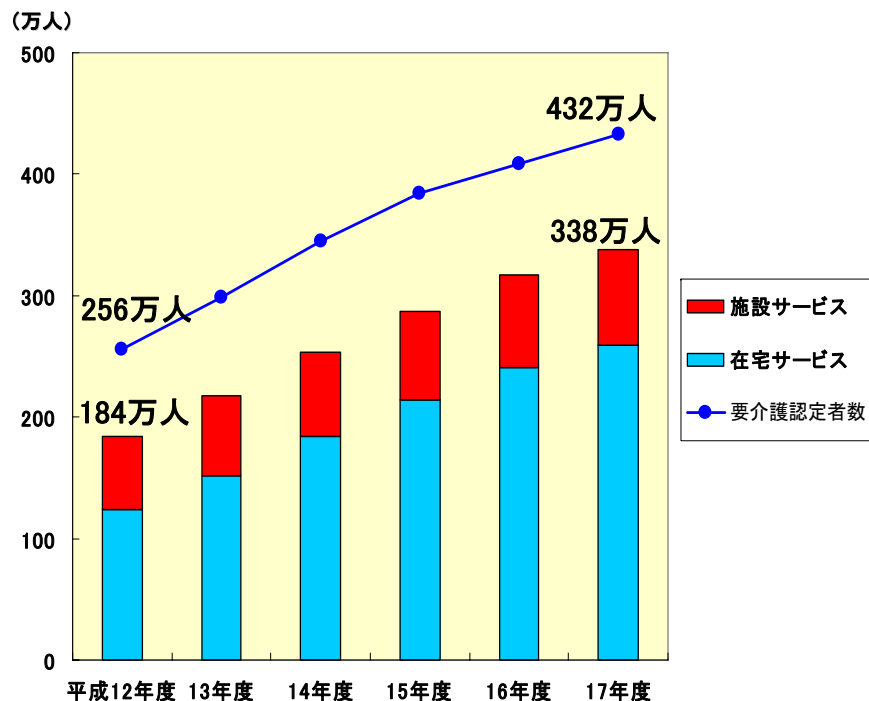
区分		平成10年度	13年度	16年度	17年度
国家試験ルート	受験者数(A)	41,325	59,943	90,602	130,034
	登録者数	20,702	24,823	38,553	60,292
養成施設ルート	登録者数(B)	14,984	19,851	19,779	19,718
合計(A+B)		56,309	79,794	110,381	149,752

(注) 本表は、「介護福祉士国家試験等の状況について」((財)社会福祉振興・試験センター)に基づき作成

(2) 要介護認定者数及び介護保険事業等における施設・サービス利用者数の推移

要介護認定者数は5年間で約1.7倍に増加し、介護保険事業等におけるサービス利用者数も年々増加

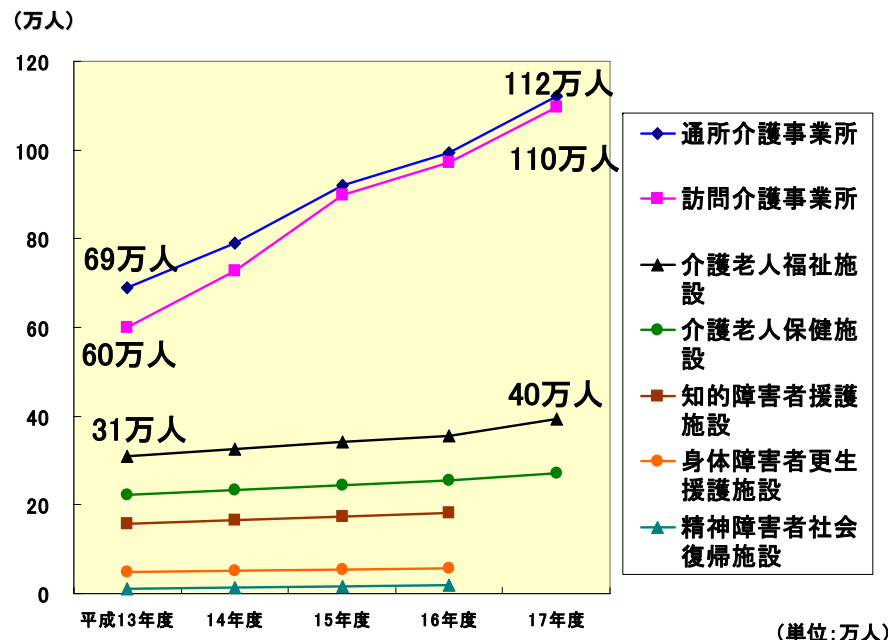
① 要介護認定者数の推移



区分	平成12年度	15年度	17年度
要介護認定者数	255.7 (100.0)	383.9 (150.0)	432.3 (168.9)
介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数	184.0 (100.0)	286.8 (155.9)	337.9 (183.6)

(注) 1 本表は、「介護保険事業報告(平成16年度・17年度)」(厚生労働省)に基づき作成
2 ()内は、平成12年度を100とした指数

② 各施設・事業所におけるサービス利用者数の推移



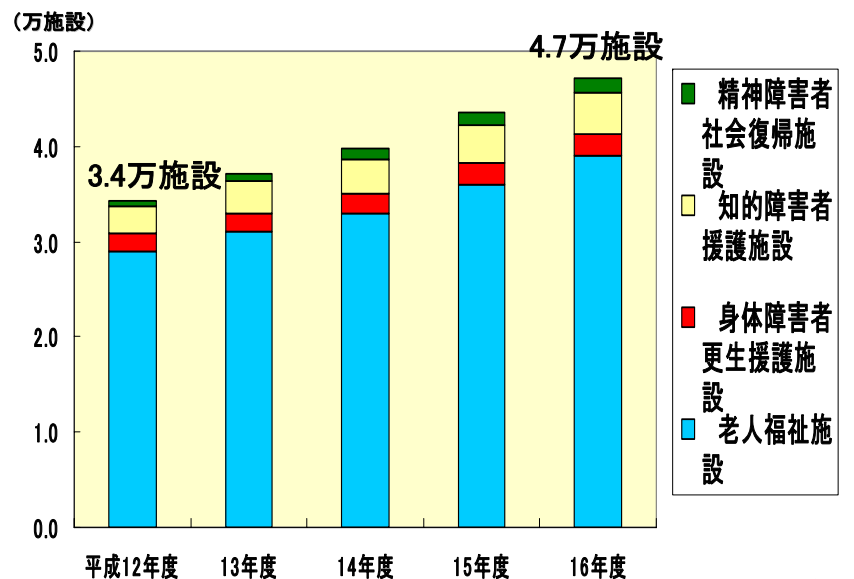
区分	平成13年度	15年度	17年度
通所介護事業所	69.0 (100.0)	92.1 (133.5)	112.1 (162.5)
訪問介護事業所	60.0 (100.0)	89.9 (149.8)	109.8 (182.9)
介護老人福祉施設	31.0 (100.0)	34.1 (110.2)	39.5 (127.6)

(注) 1 本表は、「介護サービス施設・事業所調査(平成17年度)」及び「社会福祉施設等調査(平成16年度)」(厚生労働省)に基づき作成
2 ()内は、平成13年度を100とした指数

(3) 老人福祉施設等の施設数及び定員数の推移

老人福祉施設等の施設数は**4年間で約1.4倍**に増加し、その定員数は**約1.2倍**に増加

① 施設数の推移

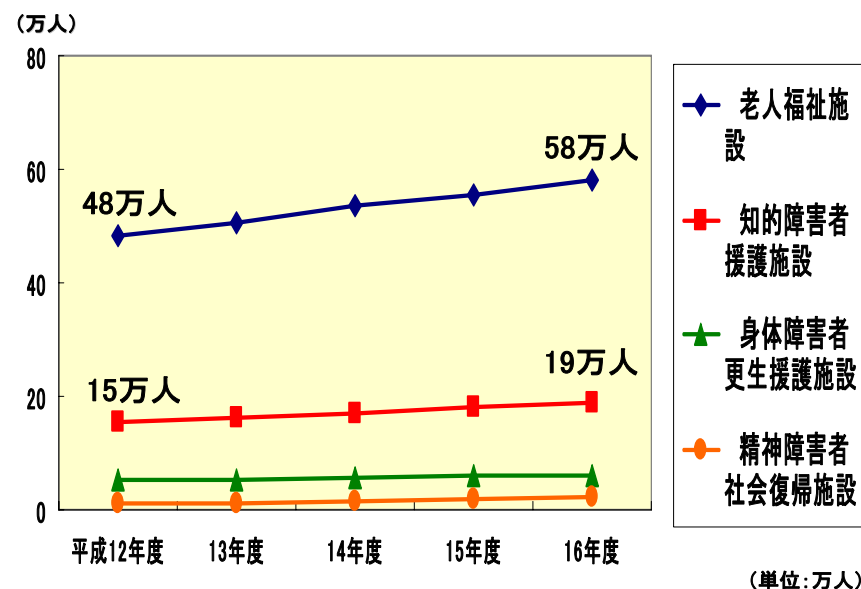


区 分	平成12年度	14年度	16年度
老人福祉施設	2.9 (100.0)	3.3 (113.8)	3.9 (134.5)
知的障害者援護施設	0.3 (100.0)	0.37 (123.3)	0.43 (143.3)
身体障害者更生援護施設	0.18 (100.0)	0.2 (111.1)	0.23 (127.8)
精神障害者社会復帰施設	0.05 (100.0)	0.11 (220.0)	0.15 (300.0)
合 計	3.43 (100.0)	3.98 (116.0)	4.71 (137.3)

(注) 1 本表は、「社会福祉施設等調査(平成16年度)」(厚生労働省)に基づき作成

2 ()内は、平成12年度を100とした指数

② 定員数の推移



区 分	平成12年度	14年度	16年度
老人福祉施設	48.2 (100.0)	53.4 (110.8)	58.1 (120.5)
知的障害者援護施設	15.4 (100.0)	16.9 (104.5)	18.8 (122.1)
身体障害者更生援護施設	5.3 (100.0)	5.7 (107.5)	6.1 (115.1)
精神障害者社会復帰施設	1.0 (100.0)	1.5 (150.0)	2.2 (220.0)
合 計	69.9 (100.0)	77.5 (109.7)	85.2 (121.9)

(注) 1 本表は、「社会福祉施設等調査(平成16年度)」(厚生労働省)に基づき作成

2 ()内は、平成12年度を100とした指数

(4) 介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合及び介護従事職員の有効求人倍率

- 介護保険事業等に従事する介護職員(約104万人)のうち、介護福祉士資格者は**約24%(約25万人)**で、資格を有していない者は**約76%(約79万人)**
- 介護従事職員の有効求人倍率は、平成15年度・16年度は1.0倍以下であったが、平成17年8月から**1.0倍を超え**、直近(平成18年9月)では**1.5倍**と上昇

① 介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合 (単位:人)

区 分		介護職員数	介護福祉士	介護福祉士以外
介護保険事業	施設サービス	298,141	110,498 (37.1%)	187,643 (62.9%)
	在宅サービス	619,751	108,833 (17.6%)	510,918 (82.4%)
	計	917,892	219,331 (23.9%)	698,561 (76.1%)
介護保険事業以外	施設サービス	50,543	14,608 (28.9%)	35,935 (71.1%)
	在宅サービス	70,053	13,452 (19.2%)	56,601 (80.8%)
	計	120,596	28,060 (23.3%)	92,536 (76.7%)
合 計		1,038,488	247,391 (23.8%)	791,097 (76.2%)

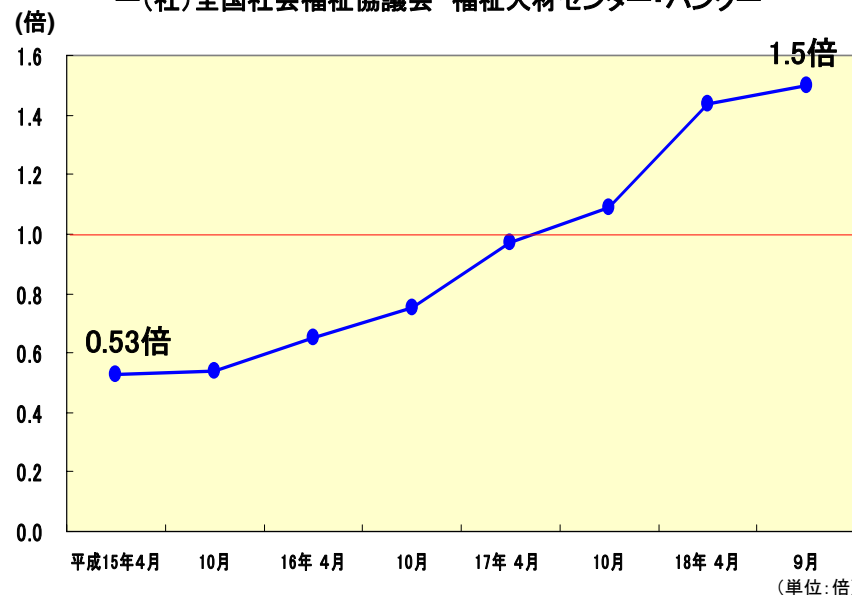
(注) 1 本表は、「介護保険事業」は「介護サービス施設・事業所調査(平成16年度)」(厚生労働省)、「介護保険事業以外」は「社会福祉施設等調査(平成15・16年度)」(厚生労働省)に基づき作成

2 「介護保険事業」の「施設サービス」は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設など、「在宅サービス」は、訪問介護事業所、短期入所生活介護事業所などである。

「介護保険事業以外」の「施設サービス」は、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設など、「在宅サービス」は、身体障害者居宅介護等事業所などである。

② 介護従事職員の有効求人倍率

一(社)全国社会福祉協議会 福祉人材センター・バンクー



区 分	平成15年	16年	17年	18年
4月	0.53	0.65	0.97	1.44
10月	0.54	0.75	1.09	1.5

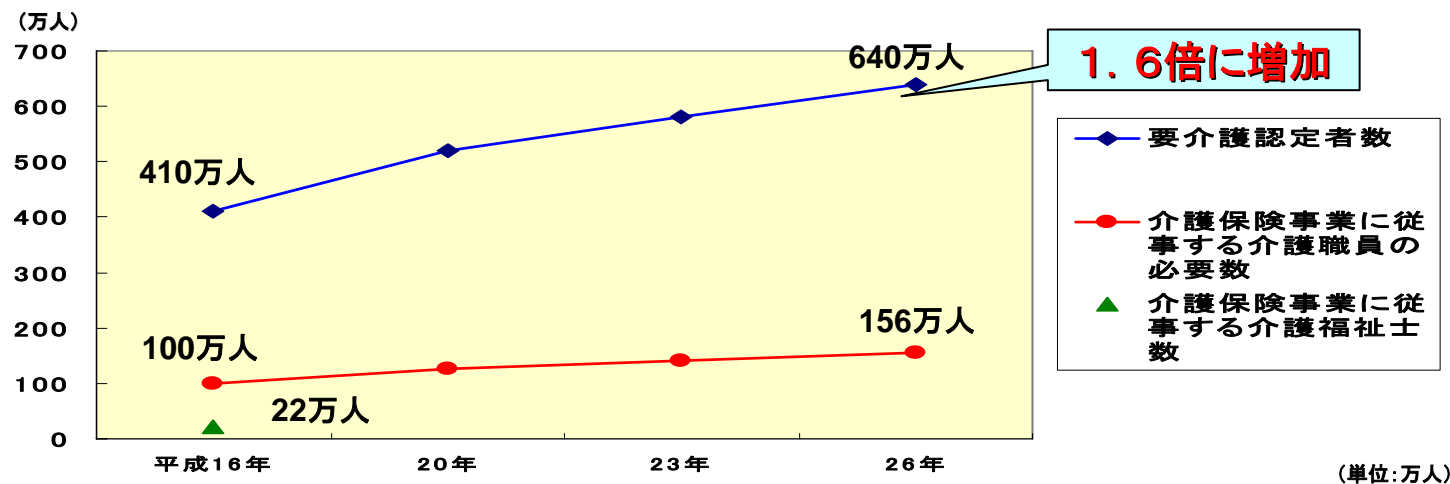
(注) 1 本表は、「福祉のお仕事」ホームページ(全国社会福祉協議会)に基づき作成

2 「18年10月」欄は、平成18年9月の有効求人倍率。当月の求人・求職者数は、求人:54,310人、求職:36,110人

(5) 要介護認定者数及び介護保険事業に従事する介護職員の必要数に関する将来推計(平成16年と26年との対比)

- 厚生労働省によると、① **要介護認定者数は410万人から640万人と約1.6倍に急増**、② ①に伴い、**介護職員の必要数は100万人から156万人へと約1.6倍に急増**
- 介護保険事業に従事する介護福祉士数は約22万人であるが、「**介護職員の任用資格については、将来的には介護福祉士を基本とすべき**」(平成16年7月30日、社会保障審議会介護保険部会)の意見を実現するには、将来、上記②のように介護職員数(156万人)を介護福祉士とすることとなり、**今後135万人の介護福祉士の育成が新たに必要になるなど、その量的確保が課題**

【要介護認定者数及び介護保険事業に従事する介護職員の必要数に関する将来推計】



区 分	平成16年	26年
要介護認定者数	410 (100.0)	640 (156.1)
介護保険事業に従事する介護職員の必要数(常勤職員と非常勤職員の計)	100.2 (100.0)	156.4 (156.1)
(参考) 介護保険事業に従事する介護福祉士数	21.9	—

(注) 1 本表は、「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」(厚生労働省)に基づき作成
 2 ()内は、平成16年を100とした指数

5 介護職員の資質の向上に関する審議会の意見等

介護職員の任用資格について「介護福祉士」を基本とするなど、介護職員の資質の向上について各種審議会等の意見あり

(1) 介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会(平成16年5月31日、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会)

- 介護保険制度等において、例えば訪問介護員や施設の介護職員については介護福祉士を基本とするなど、介護福祉士の位置づけを明確化
- 介護福祉士の資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法(注)に統一することを検討
(注) 現在は、養成施設の卒業者は介護福祉士資格を取得できるが、今後は国家試験の受験が必要となること

(2) 介護保険制度の見直しに関する意見(平成16年7月30日、社会保障審議会介護保険部会)

- 介護サービスは人材の資質の向上が不可欠である。介護に携わる全ての職種において、今後は「専門性の確立」を重視する必要があるとあり、資格要件や研修の在り方についてもこうした方向に沿った見直しを行っていくことが必要
- 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めて行くことが必要

(3) 参議院厚生労働委員会の附帯決議(平成17年6月16日)

- 介護需要が増大する中で、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと

(4) 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見(平成18年12月12日、社会保障審議会福祉部会)

- 介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一するとともに、資格を取得するためにはすべての者は一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るべき
- 厚生労働省においては、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行すべき

6 他の国家資格の試験実施状況（厚生労働省所管・平成17年度）

52国家試験のうち、**年2回以上試験を実施しているものは18試験(34.6%)**

【国家試験の実施状況(平成17年度)】

(参考) 年2回以上実施されている試験の例(平成17年度)

実施回数	国家試験数	左の例
年1回	34試験 (65.4%)	看護師 社会保険労務士 保育士 等
年2回以上	18試験 (34.6%)	—
年2回	9試験 (17.3%)	美容師 救急救命士 理容師 等
年3回	1試験 (1.9%)	ボイラー整備士
年4～10回	4試験 (7.7%)	1級ボイラー技師 潜水士 エックス線作業主任者 等
年11回以上	4試験 (7.7%)	第一種衛生管理者 2級ボイラー技師 クレーン運転士 等
合計	52試験 (100.0%)	—

資格名	実施回数	受験者数(人)	受験手数料(円)
美容師	年2回	45,824	【筆記・実技】 22,600
理容師	年2回	4,676	【筆記・実技】 22,600
救急救命士	年2回	2,760	33,600
ボイラー整備士	年3回	3,397	8,300
1級ボイラー技師	年8回	10,691	8,300
潜水士	年4回	6,481	8,300
第一種衛生管理者	年32回	48,068	8,300
クレーン運転士	年18回	22,227	【実技】 11,100

(注) 厚生労働省ホームページ及び(財)安全衛生技術試験協会ホームページ、市販書籍に基づき作成

7 厚生労働省の意見

－ 介護福祉士国家試験を年2回以上実施することについての意見及びその理由 －

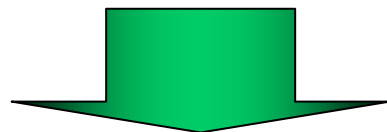
国家試験である以上、受験希望者の受験機会を失わせるようなことがないようにすることが重要であり、本年度から試験地を12都道府県から19都道府県に拡大し、試験会場も拡大するなどの措置を講じているところ。

国家試験の在り方の見直しについては、社会保障審議会福祉部会から「筆記試験については、教育カリキュラムの見直しへの対応に併せ、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を総合的に評価できるような内容になっているかどうかについて、検証を行っていくことが必要」との意見(平成18年12月12日)があり、厚生労働省としては、まずは、この意見を踏まえ、所要の検討を行っていく。

国家試験を2回実施するとなると、受験手数料の増にもつながるが、一方で、受験手数料が高いとの意見・要望がある。

(参考) (財) 社会福祉振興・試験センターでは、介護福祉士国家試験を年2回以上実施する上での課題は、試験問題を2回以上作成することであると説明

本日ご議論いただきたい点



介護福祉士国家試験について(少子高齢化及び核家族化の進展に対応するため)、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、試験回数を増やすことについて、その必要性和妥当性

建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

【相談申出要旨】

① 私は、家を建築中であるが、市が建築確認申請の内容を公開しているため、建設関係紙にその内容が報道され、様々な勧誘が来るようになり迷惑しているので、公開をやめてほしい。（福井県）

② 私は、家を建築中であるが、複数の家具店から「ご新築・特別優待セール」のダイレクトメールが送られてくるようになり、その後、建築基準法の公開規定によるものだと分かった。

建築基準法の閲覧規定があっても、このような営業を目的とする者に対して、建築確認申請に係る個人の情報を提供することには納得できない。（北海道）

（注）上記のほか、11件の苦情等が当省の行政相談に寄せられている。

前回推進会議における主な意見

- 1 特定行政庁における閲覧制限の状況
 - ・ 調査した特定行政庁の数が少ないので、もう少し広範な実態を知りたい。
- 2 違反建築物の未然防止・売買防止等の本来の目的に沿った通報件数、効果の発現状況
 - ・ 建築計画概要書を公開することにより、近隣の人達から建築監視員や特定行政庁にどの位違反建築物の通報があり、どの程度立法目的が達成されているのかという実態を知りたい。
- 3 建築基準法第93条の2の「権利利益」の「不当な」侵害の解釈
 - ・ 権利利益の中には、住民の平穏も含まれるのか。平穏の中には、意に沿わない訪問販売や見たくもないダイレクトメールの除去も含まれるのか。
 - ・ 個人情報保護の分野では権利利益を幅広く捉えているが、「不当に」という観点も注意しておくべき。
- 4 閲覧対象文書について情報公開請求があった場合における地方公共団体の対応状況
 - ・ 地方公共団体は情報公開請求があった場合、どのように対応しているか。
- 5 建築関係新聞社が紙面で建築主の氏名等を公表することについて
 - ・ 新聞社は、どのような目的によりこのような情報を掲載しているか。

1 建築計画概要書等の閲覧制度の内容等

閲覧制度の内容

根拠条文 : 建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2

条文の内容 : 閲覧対象書類→建築計画概要書、築造計画概要書等
: 閲覧者→誰でも閲覧が可

(1) 閲覧制度の創設 ~ 建築基準法の一部改正(昭和45年法律第109号)~

目的

- ① 周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然に防止
- ② 違反建築物の売買を防止

- 建築計画概要書、築造計画概要書等の**閲覧制度**を創設

(2) 閲覧制度の改正 ~ 建築基準法の一部改正(平成16年)~

目的

個人情報の保護に関する法律の制定もあり、**閲覧制度においても個人情報の適切な取扱いについて十分な配慮が必要**

- 法第93条の2に、閲覧対象書類を「**建築物の所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの**」と明記
- 建築計画概要書等の**別記第3号様式等**について、**建築主の電話番号欄を削除**
(法施行規則の別記様式の改正)

2 特定行政庁における閲覧制限規定の制定状況及び閲覧の制限状況

【制度】 特定行政庁は、建築計画概要書等を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定め告示（法施行規則第11条の4）

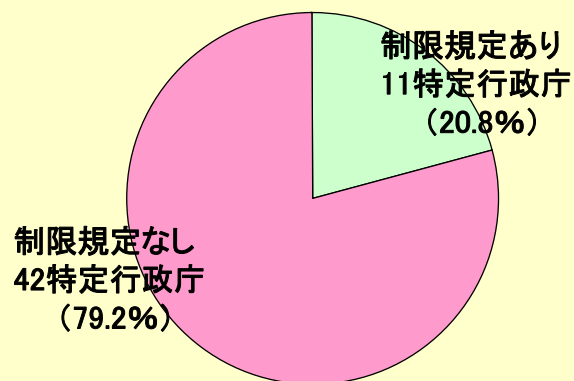
(1) 閲覧規程における閲覧制限規定の制定状況（調査した53特定行政庁）

（注） 1 「閲覧制限規定」とは、何らかの場合に閲覧を制限又は禁止する規定

2 調査は47都道府県庁が所在する市（東京都は1区）のほか、6県市（1県、5市）を対象

閲覧制限規定のある特定行政庁は**11行政庁（2割）**で、閲覧を制限するのは、「**建築物を特定しない閲覧**」、「**営利目的の閲覧**」、「**大量閲覧**」の申請

① 閲覧制限規定の有無（53特定行政庁）



② 閲覧制限の対象とする閲覧（11特定行政庁で、延べ16の閲覧制限） （単位：特定行政庁、%）

制限の対象とする閲覧申請と制限内容	特定行政庁	割合
建築物・建築主を特定しない閲覧申請を拒否等	7	63.6
営利目的の申請を拒否等	5	45.5
大量閲覧の場合、事前承認制	4	36.4

（注）「割合」は、制限規定を設けている11特定行政庁のうち当該事項を制限している特定行政庁の割合

③ 制限規定を設けていない理由（42特定行政庁）

- ・ 建築基準法に閲覧を制限する規定がないため → 20特定行政庁
- ・ 運用により制限しているため → 3特定行政庁
- ・ 住民からの苦情がないため → 2特定行政庁
- ・ （特になし） → 17特定行政庁

④ 制限規定を設けた経緯・理由（11特定行政庁で延べ17の理由）

- ・ 営利目的の閲覧の防止 → 5特定行政庁
- ・ 個人情報の保護 → 3特定行政庁
- ・ 住民からの苦情の発生 → 3特定行政庁
- ・ 閲覧事務手続の簡素化 → 3特定行政庁
- ・ その他 → 3特定行政庁

(2) 実際の閲覧制限の状況(調査した53特定行政庁)

① 閲覧を制限しているもの → 35特定行政庁

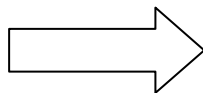
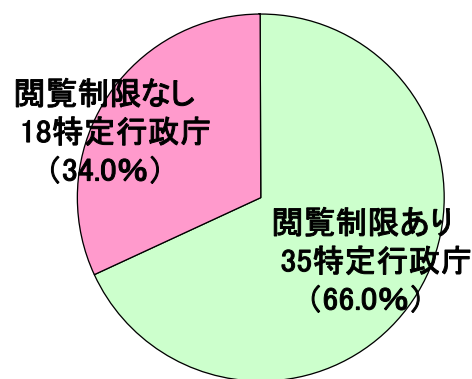
- 制限規定を設けている11特定行政庁のうち、実際に閲覧を制限しているもの → 10特定行政庁
- 制限規定を設けていない42特定行政庁のうち、実際には閲覧を制限 → 25特定行政庁

② 閲覧を制限しているのは、「営利目的の閲覧」、「建築物等を特定しない閲覧」、「大量閲覧」の申請

【実際の制限状況】

【閲覧制限がある場合、対象とする閲覧(35特定行政庁で延べ69の閲覧制限)】

(単位：特定行政庁、%)

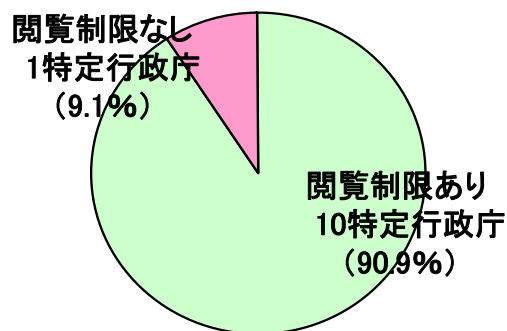


制限の対象とする閲覧申請と制限内容	特定行政庁	割合
営利目的の閲覧申請を拒否等	32	91.4
建築物・建築主を特定しない閲覧を拒否等	17	48.6
大量閲覧の場合、事前承認制	16	45.7
その他	4	11.4

(注) 「割合」は、閲覧制限を実施している35特定行政庁のうち当該制限事項に該当する特定行政庁の割合

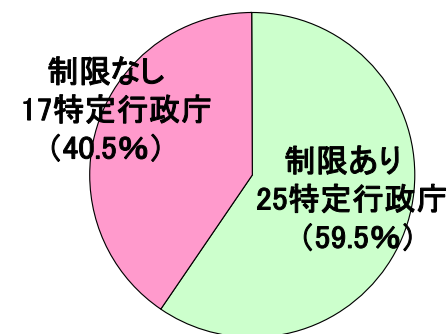
(参考1)

制限規定がある特定行政庁の実際の制限状況(11特定行政庁)



(参考2)

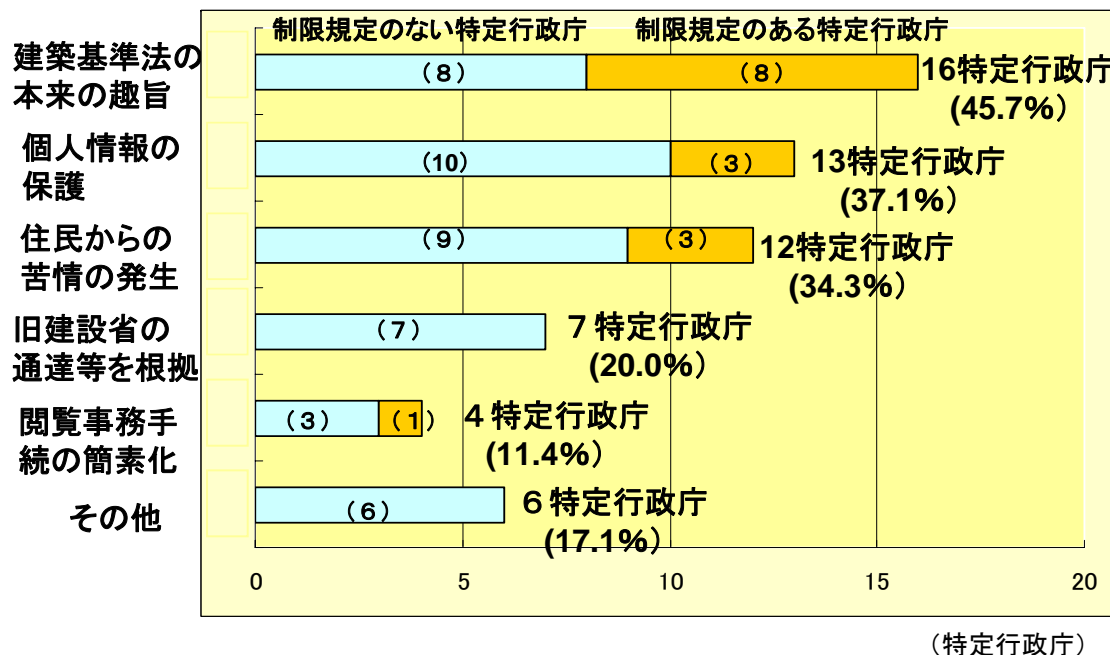
制限規定がない特定行政庁の実際の制限状況(42特定行政庁)



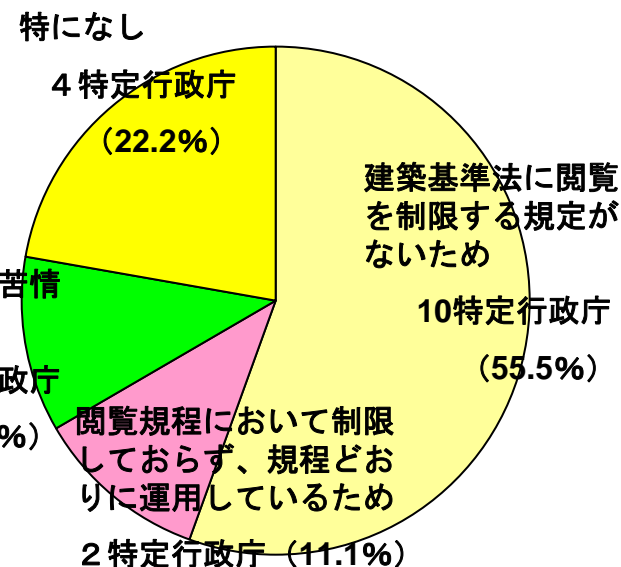
③ 制限している場合、その経緯・理由（35特定行政庁。延べ回答数）

「建築基準法の本来の趣旨」(16特定行政庁)、「個人情報の保護」(13特定行政庁)、「住民からの苦情の発生」(12特定行政庁)が多数

閲覧制限を実施している35特定行政庁における制限経緯・理由

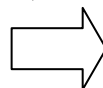


(注) 1 「建築基準法の本来の趣旨」は、閲覧制度の目的は違反建築物の未然防止等であり、営業目的の閲覧を認容する趣旨ではないとするもの。
 2 「旧建設省の通達等を根拠」は、「建築基準法質疑応答(昭和50年7月25日住指発1126号)」の「明らかに営利を目的とする閲覧請求についてまで当該請求人に閲覧を認めた趣旨であるとは解しがたい。」による。



④ 制限していない場合、その理由(18特定行政庁)

「建築基準法に閲覧を制限する規定がないため」が10特定行政庁と多数

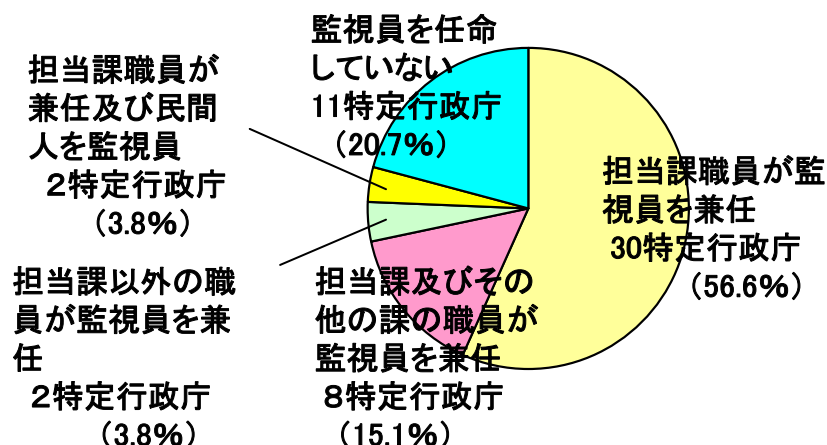


3 違反建築物の通報状況

(1) 違反建築物の通報状況(調査した53特定行政庁)

- 建築監視員の配置状況は、これを配置していないところが11特定行政庁。配置している場合でも、担当課の職員やその他の課の職員が兼務しているところが38特定行政庁と兼務が多く、専担の建築監視員を配置しているところは2特定行政庁のみで、特定行政庁への通報が主
- 民間の団体・個人からの特定行政庁への通報件数のうち、**閲覧者による通報と判明しているものは数件程度**。ただし、民間の個人・団体からの通報を端緒とした違反建築物の発見は、平成17年度で千件強と多い。

① 建築監視員の設置状況(53特定行政庁)



③ (参考)違反建築物の発見端緒別件数(38特定行政庁)

区分	民間の個人・団体の通報件数	特定行政庁				建築監視員の活動	その他	計
		中間検査時	完了検査時	完了検査終了後	その他			
平成16年度	909	0	118	1	231	60	168	1,487
17年度	1,017	0	106	8	125	66	117	1,439

② 違反建築物の通報件数(25特定行政庁) (単位: 件)

区分	平成16年度	17年度	計
民間の個人・団体の通報件数	765	808	1,573
うち、閲覧者による通報件数	2	1	3
うち、通報に基づき検査等を行った結果、違反建築物等であることが判明した件数	1	0	1

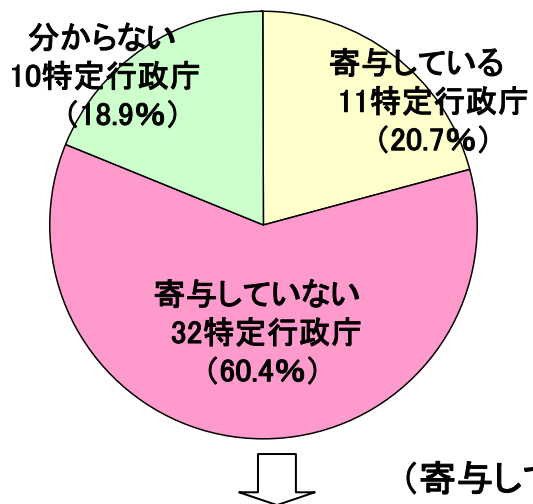
④ 特定行政庁への最近の通報事例と通報者の属性 (41特定行政庁)

通報者の属性	件数(%)	主な通報内容	件数(%)
匿名電話等	40 (40.8)	建築確認未申請	40 (40.8)
近隣住民	34 (34.7)	工事内容の照会等	19 (19.4)
県	2 (2.0)	接道義務	14 (14.3)
町内会役員	2 (2.0)	確認掲示板の不掲示	13 (13.3)
その他	4 (4.0)	用途制限違反	7 (7.1)
(不明)	16 (16.3)	建ぺい率違反	5 (5.1)
計	98 (100)	計	98 (100)

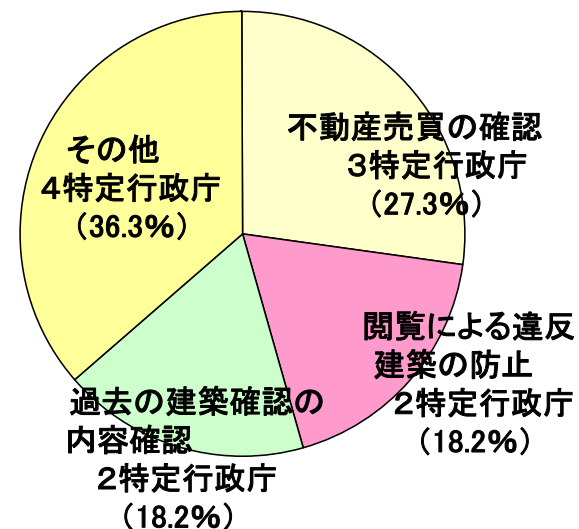
(2) 閲覧制度は違反建築物の発見、防止に寄与しているかについての意見(53特定行政庁)

- 「寄与している」は11特定行政庁(2割)のみで「寄与していない」と明言するのが32特定行政庁(6割)
- 「寄与していない」理由としては「閲覧により違反建築物が発見されたことはほとんどない」が28特定行政庁と9割近く

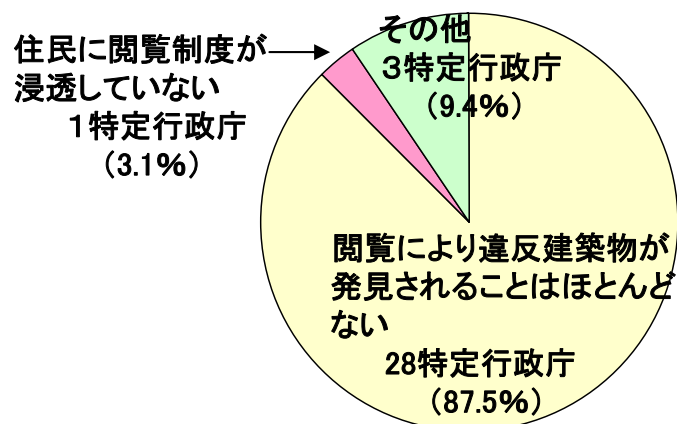
「寄与している」とする理由(11特定行政庁)



(寄与している)



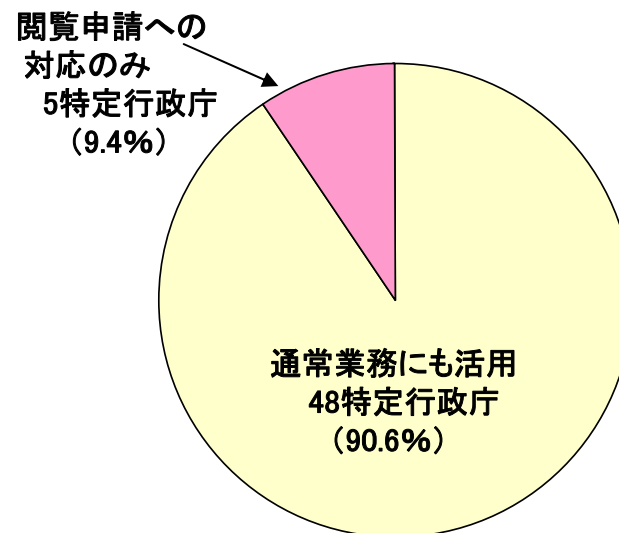
「寄与していない」とする理由(32特定行政庁)



(3) 建築計画概要書等の活用状況(53特定行政庁)

①「閲覧申請への対応のみに活用」は5特定行政庁で、他の48特定行政庁は、①の活用のほかに②「通常業務にも活用」

ただし、通常業務に活用している内容としては、ある建築物が建築確認が下りているかどうかの確認、建築確認事務の一環としての接道状況の審査等など、**法本来の目的である違反建築物の発見、防止等のための住民への閲覧ではなく、他の事務処理方法により代替できる活用**にすぎない。



① 通常業務での活用目的

(単位：回数、%)

事項名	回数	割合
既存建築物の過去の建築確認の把握	31	40.9
接道状況等の審査	14	18.4
苦情相談、違反建築相談	8	10.5
各種証明書の発行	7	9.2
税金の賦課	6	7.9
その他	10	13.1
計	76	100

② 活用している建築計画概要書等の事項

(単位：件数、%)

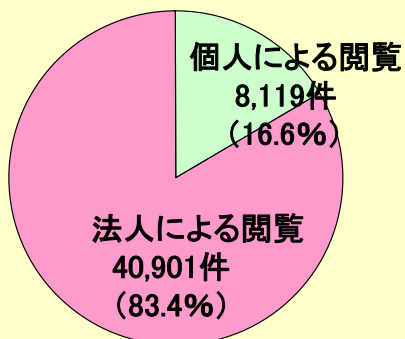
事項名	件数	割合
配置図、付近見取図(第三面)	34	39.1
建築主の氏名・住所	21	24.2
建築物の地名・地番	10	11.5
第一面(建築主、施工者等)	3	3.4
第二面(建築物の構造等)	6	6.9
全部分	13	14.9
計	87	100

4 建築計画概要書の閲覧実績

- 53特定行政庁のうち、閲覧実績を把握していた26特定行政庁における閲覧件数は、4万9千件(平成17年度)
 - ① その8割以上(4万1千件)は法人による閲覧申請、②その7割以上は大量閲覧申請
- 42特定行政庁で抽出した1万1千件の閲覧申請のうち、建築主の氏名が不特定の申請は2割以上
 - ① その9割が建築物の地番も特定しない申請、②その4割以上が建設関係紙の申請

① 建築計画概要書の閲覧実績(53特定行政庁のうち、閲覧実績を把握している26特定行政庁における平成17年度実績)

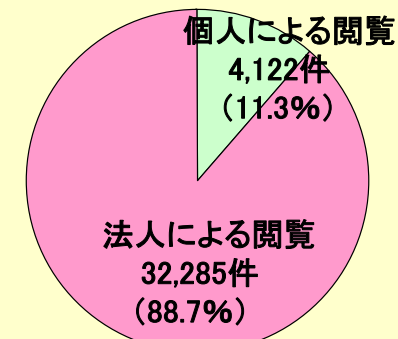
閲覧実績 49,020件



(単位:件、%)

区分	個人による閲覧	法人による閲覧	計
合計 (A)	8,119	40,901	49,020
うち大量閲覧件数 (B)	4,122	32,285	36,407
割合 (B/A)	50.8	78.9	74.3

大量閲覧件数 36,407件



② 建築計画概要書の閲覧申請の状況(把握できた42特定行政庁における抽出調査)

(単位:件、%)

建築主氏名	件数 (A)	(A)のうち大量閲覧件数	(A)のうち建築物の地番の特定			(A)のうち閲覧目的の記載内容				
			特定	不特定	計	販売業務	建設関係紙	その他	未記載	計
特定	8,228	0	7,774	454	8,228	745	22	7,422	39	8,228
	(76.4)		(94.5)	(5.5)	(100.0)	(9.0)	(0.3)	(90.2)	(0.5)	(100.0)
不特定	2,543	1,716	279	2,264	2,543	32	1,086	1,408	17	2,543
	(23.6)		(11.0)	(89.0)	(100.0)	(1.2)	(42.7)	(55.4)	(0.7)	(100.0)
計	10,771	1,716	8,053	2,718	10,771	777	1,108	8,830	56	10,771

(注) 1 本表は、閲覧申請者が「建築計画概要書の閲覧申請書に建築主の氏名を特定(記載)しているものと不特定のものについて記載したもの

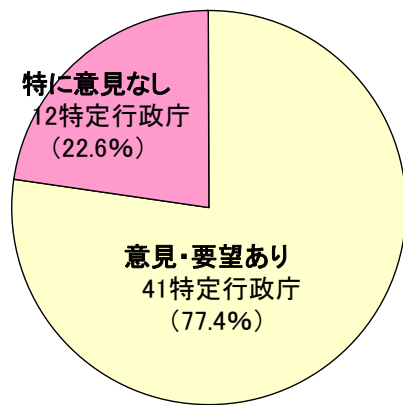
2 本表は、原則として、平成18年4月から7月までの4か月分の申請の中から1特定行政庁当たり30件等の申請状況を集計したもの(平成17年度の申請全体を集計したものも含む。)

5 閲覧制度に関する特定行政庁の意見・要望

(1) 閲覧制限の対象・方法に関する意見・要望(調査した53特定行政庁)

- 意見のあるのは41特定行政庁で、**大量閲覧(36特定行政庁)**、**建築物等を特定しない閲覧(36特定行政庁)**、**営利目的の閲覧(37特定行政庁)を行う場合に制限を行うことを国に要望**
- 閲覧制限の方法として、**国の助言ではなく法令の改正を希望する特定行政庁が多数**

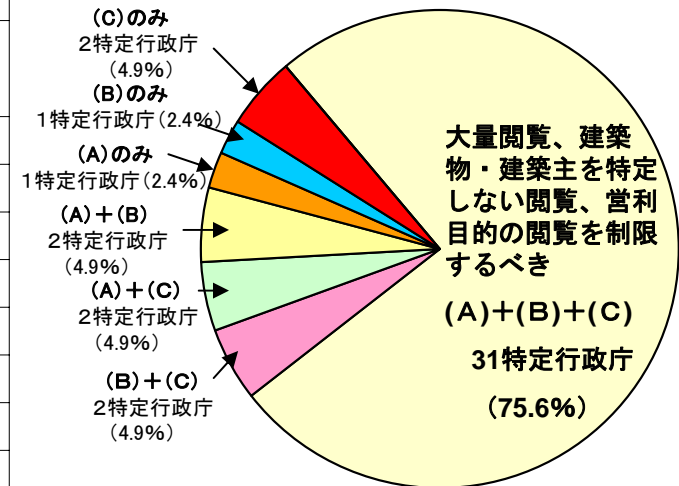
① 意見・要望の有無



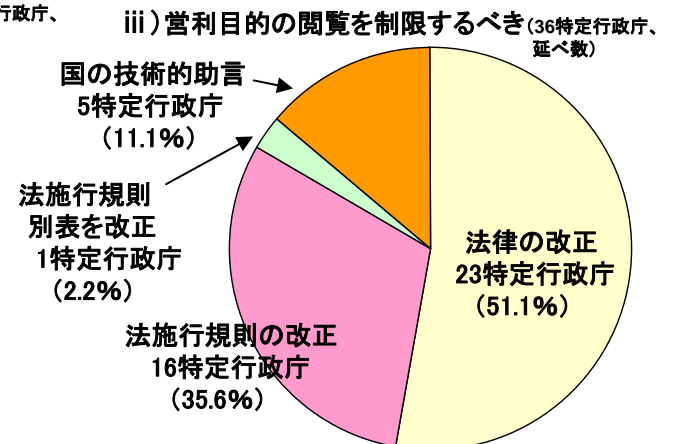
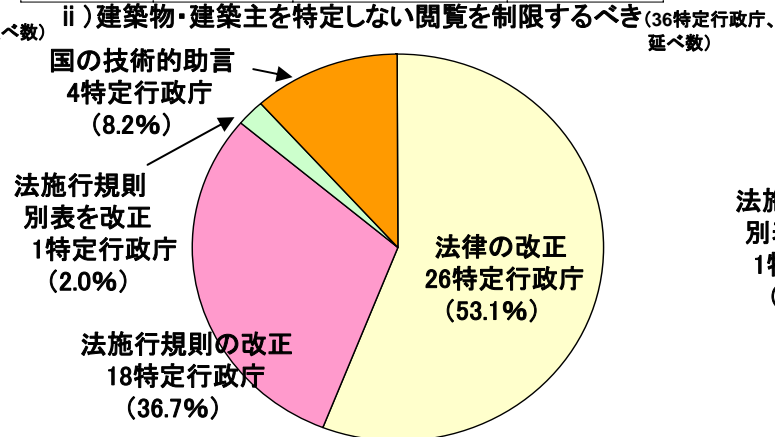
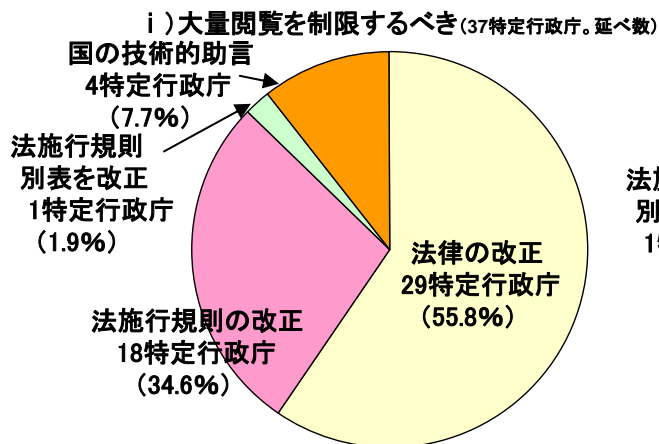
i) 制限事項別の意見・要望 (単位:特定行政庁)

意見を有する特定行政庁数	意見内容(延べ数)		
	大量閲覧の制限(A)	建築物・建築主を特定しない閲覧の制限(B)	営利目的の閲覧の制限(C)
計41	36	36	37
31	○	○	○
2	○	○	○
2	○	○	○
2	○	○	○
1	○	○	○
1	○	○	○
2			○

ii) 制限内容別の意見・要望

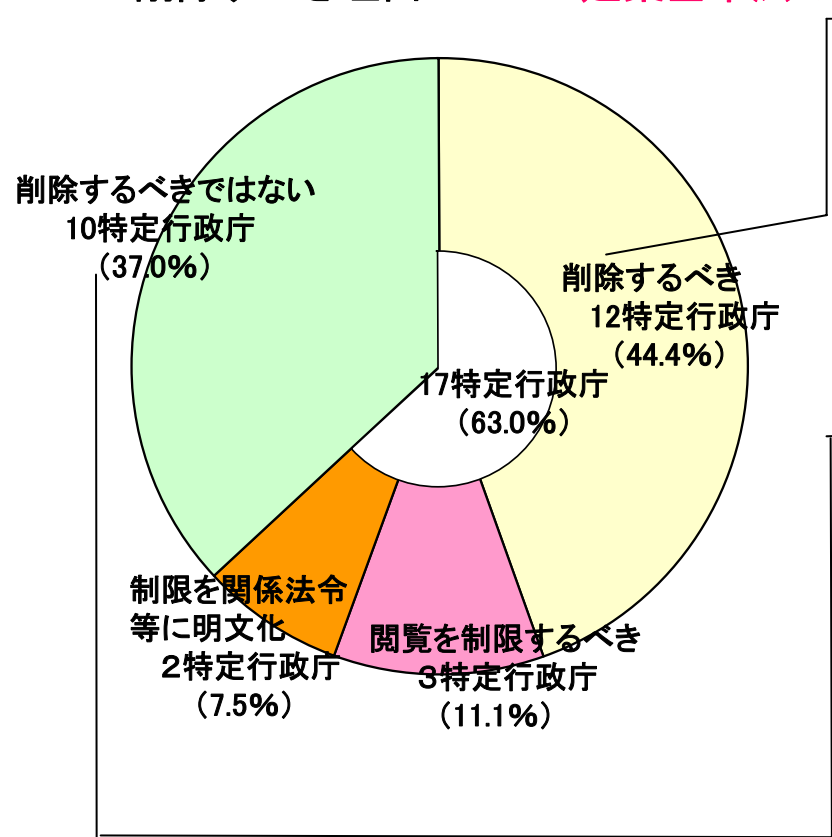


② 閲覧制限の方法



(2) 閲覧事項の制限(建築主の氏名、住所)に関する意見・要望(53特定行政庁のうち、意見のあった27特定行政庁)

- 建築主の氏名、住所を削除又は閲覧制限するべきなどとする意見 → 17特定行政庁と多数
- 削除すべき理由 → 建築基準法の閲覧目的とは無関係、個人情報保護



① 「削除すべき」とする意見・要望

特定行政庁名	意見の内容
A 市	建築主の氏名等の個人情報に関する事項は、制度の主旨に沿った閲覧内容とは直接的な関係はないもの
B 市	建築主の氏名、住所といった個人情報を営業等で利用されているのが現状であることから、建築物の情報とは直接の関係が薄い建築主の氏名、住所といった個人情報については記載を除くべき

② 「削除すべきではない」とする意見・要望

特定行政庁名	意見の内容
C 市	建築主の住所、氏名が明確にされないと、概要書の本来の目的がそれてしまうのではないかと。また、違反処理等、行政の調査として、建築主の住所、氏名を検索する場合もあることから、安易な削除は不適當
D 市	通報があった際、記載された情報を検索することが困難となるので、削除しないでほしい
E 市	建築主の氏名、住所が削除されると事務処理上不便
F 市	建築主の氏名、住所を削除すると業務に支障が生じる

(3) 大都市建築・住宅主管者会議(14の政令指定都市で構成)は閲覧制限について国土交通省に要望(平成17年7月)

- 書類の閲覧について、法の趣旨及び閲覧の制限について、明文化すること
- 閲覧制度と個人情報保護との関係を明確にし、保護すべき情報(個人の住所等)について、閲覧事項に制限を加えること

6 閲覧制度を巡る課題・問題等

(1) 苦情の全国的発生

① 当省の行政相談受理実績 : **13件** (平成15年度～)

- ・ 10管区局・事務所と広範囲(北海道、山形、群馬、関東、神奈川、山梨、近畿、福井、中国四国、鳥取)

(相談内容) : **建築計画概要書等の閲覧による販売勧誘のための訪問、ダイレクトメールの送付等**
 ・ **ダイレクトメール等による販売勧誘商品の例** : 家具・インテリア、運送・引越、電化製品、庭園・花壇物品等

② 特定行政庁(苦情等を把握している48特定行政庁のうち、具体的に相談があった24特定行政庁) : **337件**(平成17年度及び18年度上期)

(相談内容) : **販売勧誘のための訪問、ダイレクトメールの送付、並びに建築関係紙への建築主の氏名・住所の無断掲載など**(平成18年度上期)

- ・ 家具・インテリア等の業者からのダイレクトメールの送付 → 49件
- ・ 建築主の氏名・住所等の個人情報の保護を徹底 → 36件
- ・ セールスマンによる自宅訪問 → 14件

③ 消費生活センター等の相談受理実績 : **19件** (平成17年4月1日～18年9月21日)

- ・ 11都府県(群馬県、東京都、新潟県、長野県、愛知県、石川県、岐阜県、大阪府、滋賀県、岡山県、福岡県)

(相談内容) : **建築計画概要書等の閲覧による販売勧誘のための訪問、ダイレクトメールの送付等**

(2) 新設住宅の着工戸数は多数

着工戸数 : **約125万戸と多数** (平成17年度)

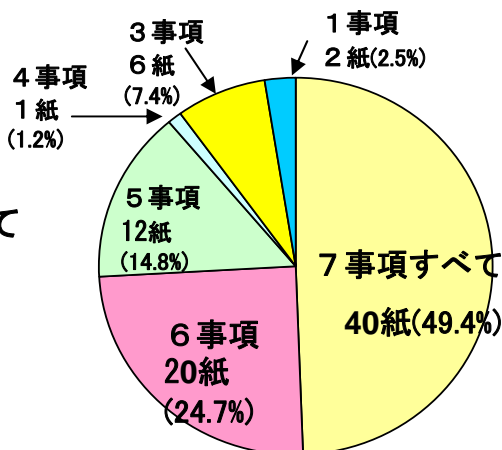
	平成15年度	16年度	17年度
持家	37万戸	37万戸	35万戸
分譲住宅	33万戸	35万戸	37万戸
貸家・給与住宅	47万戸	48万戸	53万戸
計	117万戸	120万戸	125万戸

(3) 建設関係新聞の建築主の氏名・住所等の記事掲載

建設関係新聞の記事掲載状況等(38特定行政庁(81建設関係紙))

① 81建設関係紙の紙面掲載状況(建築主の氏名、住所、建築物の構造、用途、建設地、設計者名、施工者名の7事項の掲載の有無)

- 7事項すべて掲載しているもの → 40紙(49%)
- 建築主の氏名を掲載しているもの → 64紙(79%)
- 建築主の住所を記事として掲載しているもの → 58紙(72%)

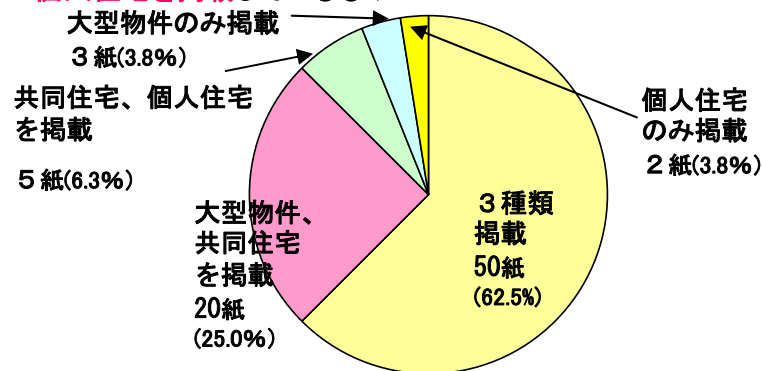


【掲載事項の掲載率(81紙に占める掲載紙の割合)】

- 建築主の氏名 → 64紙(約79%)
- 建築主の住所 → 58紙(約72%)
- 建設地 → 78紙(約96%)
- 施工者名 → 71紙(約88%)

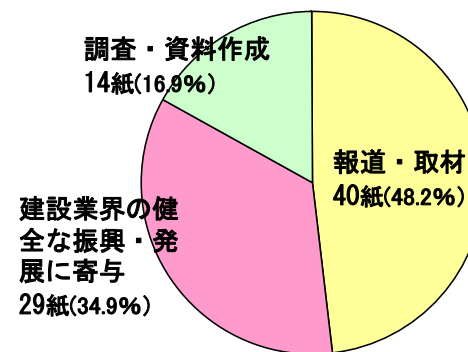
② 記事掲載している建築物の種類(実態を把握できた80紙)

- 大型物件、共同住宅及び個人住宅の3種類を掲載しているもの → 50紙(63%)
- 個人住宅を掲載しているもの → 57紙(71%)



③ 建設関係紙の閲覧目的の内容(実態を把握できた83紙)

- 「報道・取材」と記載しているもの → 40紙(48%と高い)
- 「建設業界の健全な振興・発展に寄与」 → 29紙(35%)



④ 記事掲載の具体例

(北海道) : 個人住宅、大型物件、共同住宅等について、**建築主の氏名・住所、構造、建設地、設計者、施工者等を掲載**

平成18年8月1日~3日の掲載件数 : 127件

(内訳) 個人住宅 : 94件 大型物件 : 10件 共同住宅等 : 23件

7 権利利益の不当な侵害の解釈

(建築基準法第93条の2) 当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるもの (⇒3ページ参照:法施行規則の別記第3号様式(建築計画概要書)等)

【国土交通省の見解】(平成18年12月27日回答)

- 個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の制定を踏まえ、特定行政庁が閲覧に供する書類について、国土交通省令で定めるものに限定することとしたもの
- 建築計画概要書等の書類を閲覧に供することによる公共の利益と、閲覧にしないことによる所有者等の権利利益の保護を比較衡量した上で、閲覧に供する書類の種類及び内容について国土交通省令に規定
- この点、書類閲覧制度による公共の利益の達成のためには、建築主への連絡手段を確保する上で、建築主の氏名・住所が明らかであれば十分と考えられることから、「建築主」の欄から「電話番号」を削除

建築主の「電話番号」を「所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの」から除外

(参考)

他法令における解釈例

① 行政機関個人情報保護法
(平成15年法律第58号)

個人の「権利利益」の解釈例

⇒ 個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益

② 個人情報保護法
(平成15年法律第57号)

⇒ プライバシー権を含む個人の人格的、財産的な権利利益

③ 情報公開法
(平成11年法律第42号)

「不当に」の解釈例

行政機関が「保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ」

⇒ 本人の同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあり

審議、検討等に関する情報につき「率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ」等

⇒ 予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断

8 建築計画概要書の閲覧制度と情報公開制度との関係

○ 調査した53特定行政庁のうち閲覧制度に基づき概要書の写しを交付するものは28特定行政庁(52.8%)。閲覧の供与のみで写しを交付していないものは25特定行政庁(47.2%)でそのうち11特定行政庁は情報公開請求制度を教示

(1) 建築計画概要書について開示請求があった場合の対応 (※ 53地方公共団体のうち、開示請求実績がないため未回答などの11団体を除く42地方公共団体)

建築主の氏名・住所等は個人識別情報であるとの認識はあるが、法定の閲覧制度がある以上、開示請求されれば開示せざるを得ないとするところが多く、**法制面での整合性が課題**

- ① **全部開示決定 ⇒ 24団体(調査した地方公共団体の半数)**
- ② **建築計画概要書の記載事項となっていない印影、間取り図を不開示とするなどの部分開示決定 ⇒ 18団体**
(うち、印影等のほか、建築主(個人)の氏名、住所、配置図(建築主の氏名が記載されている部分)等の特定の個人を識別する情報まで不開示とするもの ⇒ 7団体)
- ③ **なお、全部不開示とする地方公共団体はない**
※この傾向は、特定行政庁において閲覧制限を実施しているか、実施していないかによって、違いはみられず

全部開示決定は、公開条例中、**不開示情報からの除外規定である「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することを理由にしているものが大半**

(2) 大量の建築計画概要書について開示請求があった場合の対応 (※ 53地方公共団体のうち、大量の開示請求等がない9団体を除く44地方公共団体)

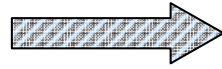
通常請求の場合と異なり、不特定多数の大量請求については権利利益を不当に侵害されるおそれありと判断し、**建築主の氏名・住所を不開示とするものがある一方で、請求者の理解を得て概要書の全面から建築主の氏名、住所の記載がない二面・三面に請求対象を変更してもらうなど、その対策に苦慮**

- ① **全部開示決定 ⇒ 23団体(調査した地方公共団体の半数)**
- ② **部分開示決定 ⇒ 16団体**
- ③ **全部不開示 ⇒ 5団体**
※特定行政庁において閲覧制限を実施している場合、全部開示は約4割の団体に止まるが、閲覧制限を実施していない場合は、7割の団体で全部開示

全部不開示とする団体は、建築主や建築物を特定しない大量の請求については、建築基準法に基づく閲覧制度においても認められていないことを主な理由に挙げている

(審査会答申3件)

全部不開示の決定に対し
不服申立てが4件あり



(他に条例の適用除外に対する不服申立てが1件あり)

原決定(全部不開示)は妥当:2審査会

- ・ 閲覧の目的を問わず無限定に閲覧を認めているとは考えられず

原決定(全部不開示)を取り消し、部分開示とすべき:1審査会

- ・ 違法建築物の防止、無確認建築物の売買等の未然防止を目的とするもの以外の一切の閲覧を禁じたものとまでは考えられず

9 国土交通省の意見 (平成18年12月27日付け意見)

— 建築計画概要書の閲覧制限の見直しに関する意見 —

(1) 建築計画概要書の閲覧制度の趣旨

- 閲覧制度は、**周辺住民に対し**、その近隣に建築される建築物が実体上の**違反建築物**であるか否か、**相隣関係で問題がないかなど**、その建築物によって**自らの敷地や建築物、住環境等**が受ける影響について知りうる機会を提供
- 善意の買主に対しても、**当該建築物の周辺状況等**について知り得る機会を提供し、**無確認建築物の売買等をも未然に防止**

(2) 今後の対応方針(考え方)

- 個人情報保護法の制定もあり、建築計画概要書等の閲覧制度においても、**個人情報の適切な取扱いについて十分な配慮が必要と認識**
- 現在、特定行政庁において、営業目的等建築基準法の想定している利用目的以外の利用目的を有していることが明らかである**大量の閲覧請求等の取扱い等**について、**必ずしも統一的な運用が行われていないことから**、日本建築行政会議(基準総則部会)等において、**実態を踏まえつつ、書類の閲覧制度の統一的な運用について検討が行われているところであり、その検討結果を踏まえた上で、適切に対応**

(注) 日本建築行政会議: 特定行政庁及び指定確認検査機関等が会員

本日ご議論いただきたい点



- ① 法第93条の2の規定に基づく建築計画概要書等の閲覧制度について、国民生活の安心・平穩の確保及び個人情報保護を図る観点から、閲覧に供する個人情報を制限することについて、その必要性和妥当性
- ② ①において制限することが必要と考える場合、閲覧事項(建築主個人の氏名・住所等)、対象建築物(個人住宅等)、閲覧方法(建築物を特定しない閲覧申請等)及び閲覧目的(営利を目的とする閲覧申請等)に関する制限について、どのように取り扱うことが適当か

健康保険に係る被扶養者の 認定要件の見直し

【相談申出要旨】

健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。

現在、私は自宅で重度の知的障害を持つ兄を扶養しているが、この制度の下では、遠距離通勤を余儀なくされるなどの支障が生じている。

重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

健康保険法における被扶養者の範囲の拡大

以下の措置を講ずることについて検討

現 状

被 扶 養 者 の 範 囲

<p><生計の維持>要件のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母） ・ 配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 弟妹 	<p><生計の維持>と<同一の世帯>の要件</p> <p>被保険者の三親等内の親族で左記以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 兄姉 ・ 伯(叔)父、伯(叔)母 ・ その他の親族
--	--

+

改 善 策

- ・ **兄姉**を追加
(あるいは**重度心身障害者**を追加)

兄姉を弟妹と同様に、あるいは重度心身障害者であること自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向での見直し

(説 明)

- ① 弟妹と兄姉で要件に差を設けた理由→「兄姉等年長の者は、自活することが本来」

(注) 弟妹が勉学のために別居する場合に被扶養者となれるよう強く要請され、昭和48年の法改正により、現行制度へ変更

- ② 昭和48年の法改正当時のような状況は変化

- ・ 核家族世帯数・単身世帯数の増加
- ・ 1世帯平均構成人員の減少
- ・ 家族関係・家族機能の多様化
- ・ 家督相続意識の希薄化

弟妹と兄姉の場合で要件に差を設ける合理性・必要性は乏しい

改 善 効 果

弟妹に扶養されている兄姉の福祉の向上

資料 2

健康保険法における被扶養者の範囲及び要件

(被扶養者の範囲)

- ・ 直系尊属
(曾祖父母、祖父母、父母)
- ・ 配偶者
- ・ 子
- ・ 孫
- ・ **弟妹**

(要件)

・ 生計の維持 第3条第7項第1号

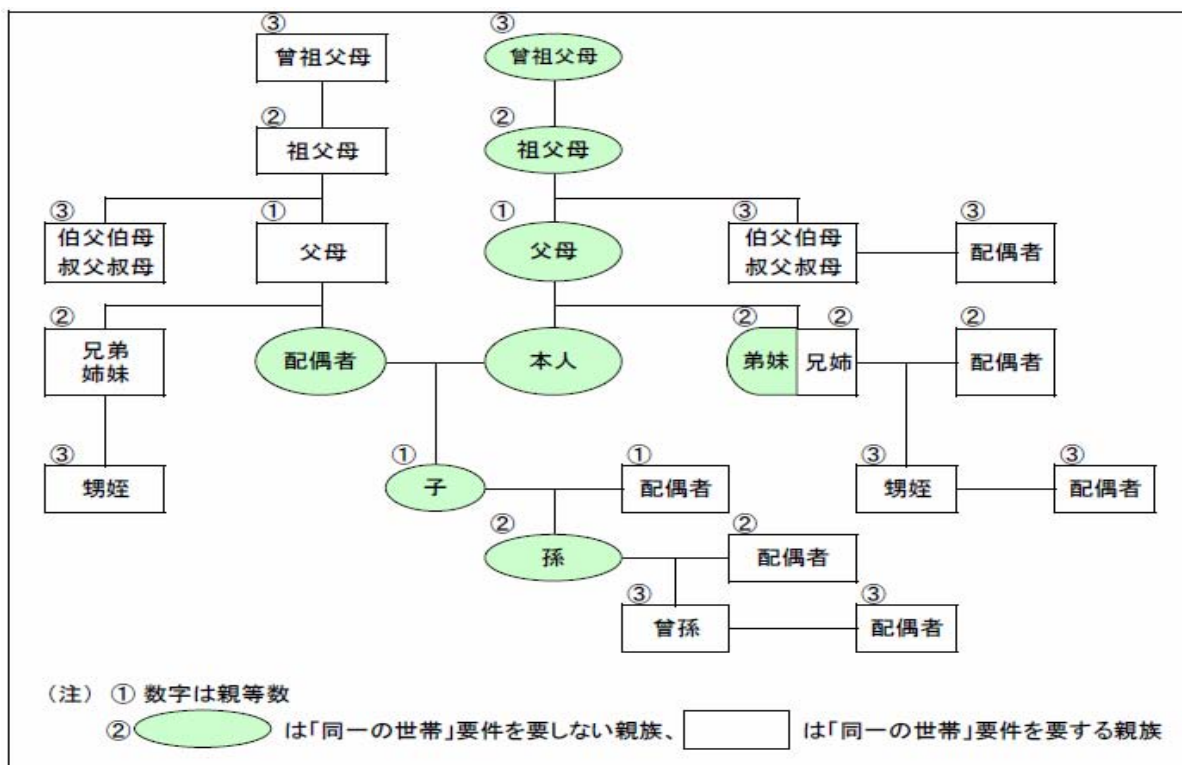
被保険者の三親等内の親族で上記以外のもの

- ・ **兄姉**
- ・ 伯(叔)父、伯(叔)母
- ・ その他の親族

・ 生計の維持
・ 同一の世帯 " 第2号

(参考)

健康保険法における被扶養者の範囲図



資料 3

健康保険・共済制度における被扶養者の範囲

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第3条

7 この法律において「**被扶養者**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び**弟妹**であって、**主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 二 **被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 三及び四 （略）

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 **被扶養者** 次に掲げる者で**主として組合員の収入により生計を維持するもの**をいう。
 - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び**弟妹**
 - ロ **組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの**
 - ハ （略）

○ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 **被扶養者** 次に掲げる者で**主として組合員の収入により生計を維持するもの**をいう。
 - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び**弟妹**
 - ロ **組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの**
 - ハ （略）

（参考）

・ 民法（明治29年法律第89号）

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び**兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

2及び3 （略）

資料 4

被扶養者の認定要件について弟妹と兄姉とで取扱いに差異が生じた理由

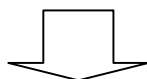
法律名	改正年等	弟妹の同一世帯要件を外した理由	弟妹を認め兄姉を除外した理由
健康保険法 (厚生労働省所管)	昭和48年 改正	弟妹が勉学の必要から別居しなければならないような場合に被扶養者となることができないのは不合理	兄姉等年長の者は自分で自活することが本来であるため、弟妹等の場合と取扱いを異にしている
国家公務員 共済組合法 (財務省所管)	昭和33年 改正	弟妹が遠方に就学しているためにどうしても同居が困難な場合、実質的には苦しい中、一生懸命扶養しているにもかかわらず被扶養者とする事ができないというのは不合理	—
地方公務員 等共済組 合法(総務省所 管)	昭和37年 制定	国家公務員共済組合法の取扱いを踏まえ、弟妹に係る同居要件を緩和する形で当初から規定	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「改正年等」欄は、弟妹と兄姉における取扱いに差異が生じた法改正(制定)の年である。

(参考) 健康保険法の改正内容

・従前の内容：兄姉弟妹とも「生計維持」及び「同一世帯」要件が必要

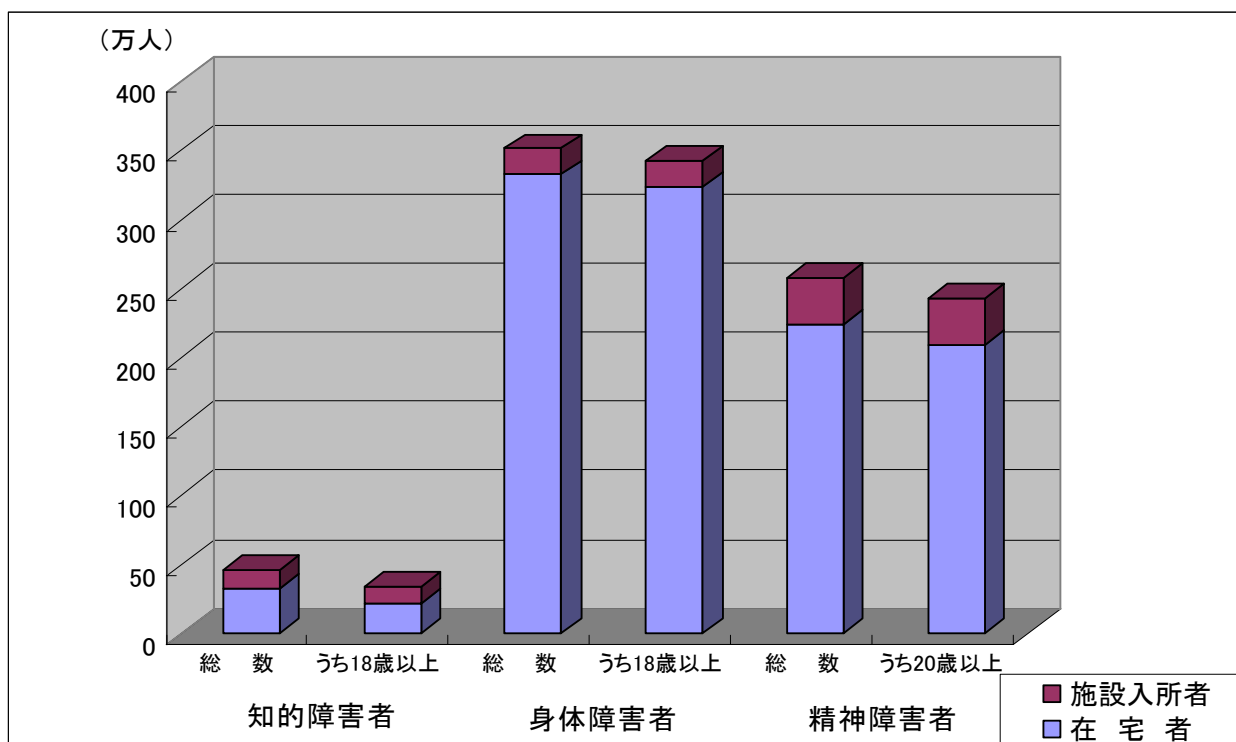


・昭和48年改正内容：弟妹については「生計維持」要件のみ必要

兄姉については「生計維持」及び「同一世帯」要件が必要

資料 5

障害者数等



(単位：万人、%)

	総数	在宅者		施設入所者	
		構成比	構成比	構成比	構成比
知的障害者	45.9	32.9	71.7	13.0	28.3
うち18歳以上	34.2	22.1	64.6	12.1	35.4
身体障害者	351.6	332.7	94.6	18.9	5.4
うち18歳以上	342.6	324.5	94.7	18.1	5.3
精神障害者	258.4	223.9	86.6	34.5	13.4
うち20歳以上	243.6	209.5	86.0	34.1	14.0
合計	655.9	589.5	89.9	66.4	10.1

(注) 1 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)、「身体障害児・者実態調査」(平成13年)、「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」(平成15年)による。

2 知的障害者：知的機能障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者

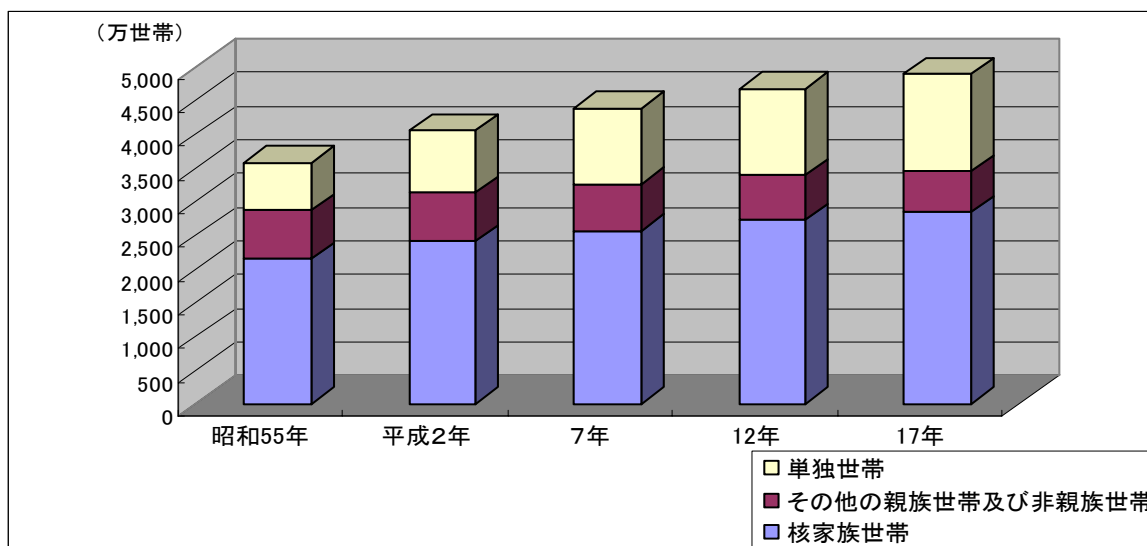
身体障害者：身体障害者福祉法に基づき、身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者

精神障害者：総合失調症(従前の精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

資料 6

世帯の家族類型別の経年別推移等

1 家族類型別一般世帯数（10月1日現在）



（単位：万世帯、%）

年次	総数	核家族世帯		その他の親族世帯 及び非親族世帯		単独世帯	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
昭和55年	3,582	2,159	60.3	712	19.9	711	19.8
平成2年	4,067	2,422	59.5	706	17.4	939	23.1
7年	4,390	2,576	58.7	690	15.7	1,124	25.6
12年	4,678	2,733	58.4	654	14.0	1,291	27.6
17年	4,906	2,839	57.9	621	12.6	1,446	29.5

（資料：総務省「国勢調査報告」）

2 一般世帯の1世帯当たり人員（10月1日現在）

年次	世帯人員（万人）	1世帯当たり人員（人）	昭和45年を100とした指数
昭和45年	10,335	3.41	100.0
平成2年	12,155	2.99	87.7
7年	12,365	2.82	82.7
12年	12,472	2.67	78.3
17年	12,497	2.55	74.8

（資料：総務省「国勢調査報告」）

= 参 考 =

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

会議の現在のメンバーは、次のとおり。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (座長) 塩野 宏 | 東亜大学大学院総合学術研究科教授・東京大学
名誉教授 |
| 大森 政輔 | 元内閣法制局長官 |
| 大森 彌 | 東京大学名誉教授 |
| 加賀美幸子 | 千葉市女性センター名誉館長 |
| 加藤 陸美 | (社)全国国民年金福祉協会連合会理事長 |
| 田村 新次 | 中日新聞社本社参与 |
| 堀田 力 | さわやか福祉財団理事長、弁護士 |

行政苦情救済推進会議での主な意見

- 弟妹と兄姉の取扱いの違いを救済するのが本質である。
- 弟妹であろうと兄姉であろうと、知的障害者であることには変わりはないはずである。